

## 坂戸市産後ケア事業に係る実施事業者募集要領

坂戸市産後ケア事業について、御協力いただける事業者を、次のとおり募集します。

### 1 事業目的

母子保健法第17条の2第2項に基づき、助産師等の看護職が中心となり、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を高めるべく、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とする。

### 2 事業内容

#### (1) 利用対象者

坂戸市内に住所を有する出産後1年を経過しない母であって、産後ケアを必要とする者及びその子（自宅において養育することができる子に限る。）ただし、母子のいずれかが感染性疾患に罹患している、又は医療的介入の必要がある者を除く。

#### (2) 業務内容

ア 坂戸市産後ケア事業実施要綱で規定する産後ケア事業の内容

- ・産後における母体の管理及び生活面の指導に関すること。
- ・乳房の管理の指導に関すること。
- ・沐浴、授乳等の育児指導に関すること。
- ・その他母子に必要な保健指導に関すること。

イ 前項で定めるほか、産前産後サポート事業ガイドライン産後ケア事業ガイドライン（令和6年10月こども家庭庁）に沿って実施すること。

ウ 自己負担金の徴収と領収書の発行

エ 食事の提供（利用時間帯、利用者の希望に応じて提供）

オ 利用者からの問い合わせ等への対応

カ 市が実施する本業務の実務に係る打合せ等への参加

キ 市からの求めに対する報告

ク 上記のほか、検討すべき事項が生じたときは、市と受注者で協議して決める。

#### (3) 利用日数

原則として1回の出産につき通所・居宅訪問・短期入所事業あわせて7日以内とする。  
ただし、**短期入所事業は最大4泊5日**とする。

#### (4) 利用時間

ア 通所事業：4時間以内もしくは6時間以内

イ 居宅訪問事業：移動時間含め2時間以内

ウ 短期入所事業：10時00分から翌16時00分まで

(5) 業務委託料（産後ケア事業は非課税事業）

別表1のとおり、1人利用1日あたりの単価契約とする。

別表1

種別等			市町村民税 課税世帯	市町村民税 非課税世帯	生活保護世帯 等
通所	4時間以内	基本額	11,400 円	12,000 円	12,000 円
		多胎児加算	5,700円	6,000円	6,000円
	6時間以内	基本額	17,100 円	18,000 円	18,000 円
		多胎児加算	8,550円	9,000円	9,000円
居宅 訪問	2時間以内（移動時間含む）		9,500円	10,000 円	10,000 円
短期 入所	午前10時0 0分から翌日 午後4時00 分まで	基本額※	22,350 円	23,500 円	23,500 円
		多胎児加算※	9,500円	10,000 円	10,000 円

※短期入所は1日の金額なので、1泊2日で44,700円（多胎児は1泊2日で19,000円加算する）。

※ハイリスク産婦の場合1日7,000円の加算とする。

(6) 利用者負担金

利用者は産後ケア事業に必要な費用の一部を別表2のとおり負担する。負担すべき費用は利用者が事業所に直接納付する。市民税非課税世帯、生活保護の方は利用料免除。食費や他サービスは実費負担とする。

別表2

種別等			市町村民税 課税世帯	市町村民税 非課税世帯	生活保護世帯 等
通所	4時間以内	基本額	600円	0円	0円
		多胎児加算	300円	0円	0円
	6時間以内	基本額	900円	0円	0円
		多胎児加算	450円	0円	0円
居宅 訪問	2時間以内（移動時間含む）		500円	0円	0円
短期 入所	午前10時0 0分から翌日 午後4時00 分まで	基本額※	1,150円	0円	0円
		多胎児加算※	500円	0円	0円

※短期入所は1日の金額なので、1泊2日で2,300円徴収（多胎児は1泊2日で1,000円加算する）。

## (7) 実施報告等

ア 受注者は、毎月の業務が完了したときは、以下の書類を翌月の10日（3月分にあつては、同月31日）までに、市に提出すること。

- ・ 坂戸市産後ケア事業実績報告書（様式第11号）
- ・ 請求書
- ・ 産後ケア事業利用券（桃色）

イ 前項に定めるもののほか、市は、受注者による事業の実施状況について必要に応じて報告を求めることができるものとする。なお、契約が終了した後においても、記録が保存されている間についても同様とする。

ウ 委託料は翌月末の支払いとする。

## 3 事業者登録について

### (1) 事業者登録要件

前項2の業務内容で対応可能な事業者

### (2) 提出書類

ア 坂戸市産後ケア事業登録申請書

イ 事業所代表の身分証明書

ウ 産後ケアを実施する助産師等の免許証

エ 申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税の納税証明書  
(未納がないことの証明書 様式その3の2)

オ 営業に必要な許可証

※イ～オについては個人事業主に限る。

### (3) 提出先

坂戸市立市民健康センター 母子保健係あて

### (4) 申請後の流れ

ア 申請書提出

イ 審査の上、事業者登録

ウ 事業概要説明の上、契約

エ ホームページやチラシに事業者名や連絡先を掲載

## 4 事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

## 5 契約方式

複数業者との単価契約に基づく業務委託